

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項中

4,600円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,700円）	を	4,400円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,400円）	に、
---	---	---	----

道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円	を
道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円	

道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円	に、「3,050円」を「3,100円」
---	--------	---------------------

道交法第97条の 2第1項第3号 又は第5号に該 当して同項の規 定の適用を受け る場合	1,850円
---	--------

に、「3,050円（道交法）」を「2,950円（道交法）」に、「4,600円」を「4,500円」に、

道交法第97条の 2第1項の規定 の適用を受ける 場合	1,900円
--------------------------------------	--------

を

道交法第97条の 2第1項の規定 の適用を受ける 場合	1,850円
--------------------------------------	--------

に、

4,600円（道交法第97条第1 項第2号に掲げる事項につい て行う試験を公安委員会が提 供する自動車を使用して受け る場合にあっては、7,650円）

を

4,550円（道交法第97条第1 項第2号に掲げる事項につい て行う試験を公安委員会が提 供する自動車を使用して受け る場合にあっては、7,650円）

に、

「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同表検査手数料の項
中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に、「4,050円」を「3,850
円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同表再試験手数料の項中「2,800円」を「2,
850円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に、「1,000円」を
「1,050円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「3,600円」を「3,500円」に改め、
同表審査手数料の項中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、
同表技能検定員資格者証交付手数料の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表技能
検定員審査手数料の項中「23,500円」を「23,450円」に、「21,850円」を「21,700円」

に改め、同表教習指導員資格者証交付手数料の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「15,000円」を「14,950円」に、「9,450円」を「9,400円」に、「12,850円」を「12,750円」に改め、同表講習手数料の項中「講習1時間について700円」を「講習1時間について750円」に、

道交法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について2,450円	を
------------------------	-----------------	---

道交法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について2,350円	に、「2,200円」
------------------------	-----------------	------------

を「2,100円」に、「4,700円」を「4,650円」に、「4,150円」を「4,100円」に、「4,050円」を「4,000円」に、「3,150円」を「3,100円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「2,100円」を「2,050円」に、「講習1時間について2,750円」を「講習1時間について2,700円」に、「2,600円」を「2,550円」に、

原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について2,450円	を
----------------	-----------------	---

原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について2,400円	に、
----------------	-----------------	----

600円	を	500円	に、「1,500
950円		800円	

円」を「1,350円」に、「950円」を「800円」に、「5,800円」を「5,600円」に、「5,

350円」を「5,200円」に、「2,350円」を「2,250円」に、「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に、「講習1時間について900円」を「1,350円」に、

「

2,750円
1,400円

」

を

「

2,650円
1,500円

」

に改め、同表

通知手数料の項中「850円」を「900円」に改める。

別表第9第2項の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「7,000円」を「6,700円」に、「6,400円」を「6,100円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「7,800円」を「7,400円」に

改め、同表3の項及び4の項中

「

2,100円
1,850円
2,100円

」

を

「

2,450円
1,950円
1,950円

」

に改め、

同表5の項中

「

2,250円
2,000円
2,250円

」

を

「

2,000円
1,950円
2,500円

」

に改め、同表6の項中

「1,850円」を「1,750円」に、「1,950円」を「2,100円」に、「2,450円」を「2,550円」に、「3,150円」を「3,700円」に改め、同表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表備考2中「中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円」

を「中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円」に、「200円」を「350円」に改める。

別表第9第3項の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「1,450円」を「1,350円」に、「1,400円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同表3の項中「1,350円」を「1,250円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同表4の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表5の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表6の

項中「1,350円」を「1,400円」に、

1,150円
1,150円

を

1,300円
1,200円

に改

め、同表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表備考2中「中型自動車免許に係る教習指導員審査については100円」を「中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円」に、「50円」を「100円」に改める。

第2条 沖縄県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表講習手数料の項中

道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	13,200円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、9,050円）	を
道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	13,200円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、9,050円）	に改める。

道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について1,900円
-------------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、第1条の規定による改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

道路交通法施行令の一部が改正されること等に伴い、運転免許試験手数料等の額を改めるとともに、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の手数料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。